

おくやみハンドブック

渋谷区



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

渋谷区では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、区役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

渋谷区役所 03-3463-1211 (代表)

事前準備について

渋谷区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、渋谷区役所へお越しください。



おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

渋谷区おくやみ手続きナビ URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13113>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書）
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

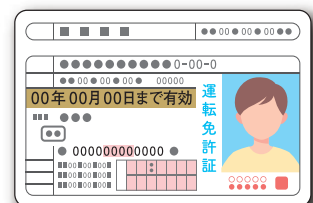
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート（2020年2月3日までに発行されたもの）、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主である	P.6
税金	<input type="checkbox"/>	住民税(特別区民税・都民税・森林環境税)が課税されていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民税(特別区民税・都民税・森林環境税)を含む相続を放棄したい	P.8
	<input type="checkbox"/>	住民税(特別区民税・都民税・森林環境税)の納付が済んでいない	P.9
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.10
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.13
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	年金に加入中だった	
福祉(高齢者)	<input type="checkbox"/>	高齢者見守りサービスを利用していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	高齢者救急通報システムを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	区内特別養護老人ホームに申込をしていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	セーフティーネット見守りサポートを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	高齢者おかえりサポートメールを利用していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	GPSを活用した認知症高齢者位置情報探索サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	見守りキーホルダーを利用していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	介護保険課から送付する郵便物の送付先を変更したい	
	<input type="checkbox"/>	介護(介護予防)サービスを利用していた 高額介護サービス費が発生していた	P.21
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)を交付されていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	心身障害者福祉手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者手当を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度(マル障)の助成を受けていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	難病医療費助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券および福祉理美容券を利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	心身障害者(児)自動車燃料費助成を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者救急通報システムを利用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	心身障害者緊急介護人、重度脳性麻痺者介護人の派遣を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者(児)入浴介助、リフト付タクシー、介護タクシー利用料助成、心身障害者寝具乾燥、配食サービスを利用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	東京都大気汚染医療費助成の医療券、B・C型ウイルス肝炎医療費助成の医療券を交付されていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳、健康診断受診者証または健康診断受診票(2世)を交付されていた	
	子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた
<input type="checkbox"/>		児童扶養手当を受給していた	
<input type="checkbox"/>		子ども医療費助成医療証を交付されていた	P.34
<input type="checkbox"/>		ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	
<input type="checkbox"/>		養育医療券を交付されていた	P.35
<input type="checkbox"/>		自立支援医療受給者証(育成医療)を交付されていた	
<input type="checkbox"/>		小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた	P.36
その他	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.37
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	実家が空家になった(なりそう) ※区役所外手続き	P.38

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 なお、カードの返却については各出張所でも受け付けています。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ※マイナンバーカードと個人番号通知カードの返却は任意です。	住民戸籍課 マイナンバーカード管理主査 ☎ 03-3463-1785 FAX：03-5458-4914

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。 なお、印鑑登録証（カード）の返却については各出張所でも受け付けています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	住民戸籍課 住民登録係 ☎ 03-3463-1675 FAX：03-5458-4914

世帯主である

手続き 世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いる場合のみ必要となります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 ①同一世帯の方 ②代理人(委任状が必要)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	住民戸籍課 住民登録係 ☎ 03-3463-1675 FAX : 03-5458-4914

MEMO

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

2. 税金に関する手続き

住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>1月1日（賦課期日）現在、渋谷区に住所があり、前年中の所得額が一定額以上ある人は住民税が課税され、納税通知書を6月に送付しています。1月2日以降亡くなられた場合でも納付する必要があり、財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことになります。亡くなられた方に住民税が課税されており、これから納付や還付のお手続きが必要となる場合、納税通知書・納付書などの書類は、相続人の代表者に送付します。</p> <p>戸籍調査の上、税務課から法定相続人に対しお知らせと「相続人代表者指定届」をお送りします。法定相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか予め相談の上、代表者が「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご返送ください。</p> <p>なお、指定の期日までに「相続人代表者指定届」が提出されなかった場合は、税務課が相続人代表者を指定します。</p> <p>※法定相続人の方が一人の場合などにより、税務課が対象の方を相続人代表者として指定することがあります。</p>	<p>指定届と同封のお知らせに記載の期日（概ね1ヶ月）</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	<p>税務課 課税第一係・第二係 ☎ 03-3463-1719・1726 FAX：03-5458-4913</p>

MEMO

2. 税金に関する手続き

住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
納付が済んでいない場合（未納や未到来分）は、相続人に納税義務が継承されます。相続人代表者には改めて納税通知書と共に納付書をお送りいたします。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	税務課 税務管理係 ☎ 03-3463-3843 FAX：03-5458-4913

手続き② 口座振替の停止について

手続き詳細	期 限
手続きは不要です。 亡くなられたことが判明した場合、口座振替は停止されます。 その後、口座振替の停止通知を送付します。なお、非課税または住民税を完納している場合は、通知を行いません。	なし
	手続き可能な人 なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 税務管理係 ☎ 03-3463-3843 FAX：03-5458-4913

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 税務管理係 ☎ 03-3463-3843 FAX：03-5458-4913

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 税務管理係 ☎ 03-3463-3843 FAX：03-5458-4913

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※区役所本庁舎または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。 ※資格情報のお知らせは返却不要です。 ※令和6年12月2日から保険証の新規交付は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行しました。マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を交付しています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	国民健康保険課 資格賦課係 ☎ 03-3463-1781 FAX : 03-5458-4940

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費(70,000円)が支給されます。 ※国民健康保険に加入して3ヶ月以内に亡くなられた方は、加入前の健康保険からこれに相当する給付がある場合は支給されません。 ※申請書に死亡原因、葬儀を行った日など、記入する必要があります。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書 ※すでに返却された場合は不要です。 <input type="checkbox"/> 葬儀費用の領収書の写し ※亡くなられた人と申請者のフルネームが記載されたもの <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の預金口座のわかるもの	国民健康保険課 給付係 ☎ 03-3463-1776 FAX : 03-5458-4940

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、死亡届の提出および世帯主変更が行われると、自動的に国民健康保険の世帯主も変更されます。必要に応じて、新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付しますので、ご来庁は不要です。ご不明な点等あれば国民健康保険課資格賦課係までお問い合わせください。	-
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
なし	国民健康保険課 資格賦課係 ☎ 03-3463-1781 FAX：03-5458-4940

手続き④ 相続人による送付先変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、区より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の通知書、未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更依頼書をご提出ください。 なお、既に送付先変更依頼書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同依頼書を提出する必要はございません。	-
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	国民健康保険課 資格賦課係 ☎ 03-3463-1781 FAX：03-5458-4940

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証等をお持ちの場合はご返却ください。 ※区役所本庁舎または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 03-3463-1897 FAX：03-5458-4940

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費（70,000円）が支給されます。 ※後期高齢者医療制度に加入して3ヶ月以内に亡くなられた方は、加入前の健康保険からこれに相当する給付がある場合は支給されません。 ※申請書に死亡原因、葬儀を行った日など、記入する必要があります。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬儀を行った方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭給付金支給申請書 <input type="checkbox"/> 葬儀会社発行の領収書の写し（あて名が申請者名で、故人の葬儀代金であることが記載されているもの） <input type="checkbox"/> 申請者の振込先金融機関口座のわかるもの	国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 03-3463-1897 FAX：03-5458-4940

4. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。事前に「問い合わせ先」にご確認ください。 ※受給していた年金が下記のみの場合は、区役所へお問い合わせください。【・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金】	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの (年金手帳または基礎年金番号通知書または年金証書)	渋谷年金事務所 お客様相談室 ☎ 03-3462-1241 【自動音声案内1→2】 国民健康保険課 国民年金係 ☎ 03-3463-1797 FAX：03-5458-4940

年金に加入中だった

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。事前に「問い合わせ先」にご確認ください。 ※加入していた年金が国民年金の場合、下記の請求ができる場合がありますので、区役所へお問い合わせください。 【・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金】	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの (年金手帳または基礎年金番号通知書)	渋谷年金事務所 お客様相談室 ☎ 03-3462-1241 【自動音声案内1→2】 国民健康保険課 国民年金係 ☎ 03-3463-1797 FAX：03-5458-4940

5. 福祉（高齢者）に関する手続き

高齢者見守りサービスを利用していた

手続き 辞退申請書の提出および一部事業者は機器の返却

郵送可

手続き詳細	期 限
高齢者見守りサービスの利用期間中（利用開始日から12か月間）に亡くなられた場合、利用停止の手続きおよび一部事業者は機器の返却が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 サービス事業係 ☎ 03-3463-1873 FAX：03-3463-2873

高齢者救急通報システムを利用していた

手続き 辞退申請書の提出および通報システム機器の撤去

郵送・オンライン可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者救急通報システムを利用していた場合、利用停止の手続きおよびご自宅に設置しているシステム機器の撤去作業が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 サービス事業係 ☎ 03-3463-1873 FAX：03-3463-2873

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

5. 福祉（高齢者）に関する手続き

区内特別養護老人ホームに申込をしていた

手続き 取下げ届を提出

手続き詳細	期 限
申込書を提出した第一希望の施設に、取り下げする旨をご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人情報（氏名・住所・介護保険被保険者証記載の被保険者番号など）	高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎ 03-3463-1989 FAX：03-3463-2873

セーフティネット見守りサポートを利用していた

手続き セーフティネット見守りサポート利用廃止の連絡

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が利用されていた場合には、利用登録をした地域包括支援センターへ利用廃止する旨をご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎ 03-3463-1989 FAX：03-3463-2873

高齢者おかえりサポートメールを利用していた

手続き 高齢者おかえりサポートメール登録廃止届の提出

手続き詳細	期 限
対象者がお亡くなりになられた場合には、廃止届をすみやかに提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎ 03-3463-1989 FAX：03-3463-2873

GPSを活用した認知症高齢者位置情報探索サービスを利用していた

手続き 認知症高齢者位置情報探索サービス事業廃止届

手続き詳細	期 限
対象者がお亡くなりになられた場合には、廃止届を提出し、すみやかにGPSなどの機器を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎ 03-3463-1989 FAX：03-3463-2873

5. 福祉（高齢者）に関する手続き

見守りキーホルダーを利用していた

手続き 高齢者見守り対応事業利用廃止届の提出

手続き詳細	期 限
対象者がお亡くなりになられた場合には、廃止届を提出し、すみやかにキーホルダーを返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎ 03-3463-1989 FAX：03-3463-2873

MEMO

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。 なお、証書の返却については各出張所でも受け付けています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 保険料係 ☎ 03-3463-2013 FAX：03-5458-4934

介護保険課から送付する郵便物の送付先を変更したい

手続き 相続人による資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
後日、渋谷区より亡くなられた方の生前のご住所に保険料額の変更に関するお手紙など、介護保険に関する郵便物を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※電話受付可。お電話でご郵送先をお伺いします。	亡くなられた日から 概ね14日以内
	手続き可能な人 相続人、相続財産管理人など相続関係を委任などされている方も可（その場合は委任などを受けていることがわかるものを添付してください）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 郵送先になる人の身分証明書	介護保険課 保険料係 ☎ 03-3463-2013 FAX：03-5458-4934

6. 介護保険に関する手続き

介護（介護予防）サービスを利用していた 高額介護サービス費が発生していた

手続き 高額介護サービス費など支給申請書の提出

郵送可

手続き詳細	期 限
<p>支給対象の方には区から申請書を郵送します。</p> <p>すでに高額介護サービス費を受給していて、振込先が亡くなられた方の口座の場合は、振込先の変更手続きが必要です。</p> <p>※後日給付がわかる場合もあるので、相続人が亡くなられた方と別の住所の場合は、20ページの資格喪失届の届出の手続きを済ませておくにご案内を送ることができます。</p>	<p>介護サービスを利用した月の翌月から2年</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 法定相続人の場合:戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合:遺言公正証書の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、介護保険被保険者証)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号のわかるもの(通帳など)</p>	<p>介護保険課 介護給付係 ☎ 03-3463-1997 FAX : 03-5458-4934</p>

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）を 交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳（療育手帳）をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳（療育手帳）	障がい者福祉課 身体福祉係 ☎ 03-3463-1937 知的福祉係 ☎ 03-3463-1978 精神福祉係 ☎ 03-3463-1905 FAX：03-5458-4935

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出) 郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。対象者によって必要書類が変わりますのでお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 同居のご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、亡くなられた方と相続人との関係がわかるもの	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

7. 福祉（障がい）に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。対象者によって必要書類が変わりますのでお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	同居のご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、亡くなられた方と相続人との関係がわかるもの	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の振込口座の通帳の写し	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者福祉手当異動届
(未払い分がある場合、未支払心身障害者福祉手当請求書の提出) **郵送可**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。対象者によって必要書類が変わりますのでお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 同居のご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、亡くなられた方と相続人との関係がわかるもの	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

重度心身障害者手当を受給していた

手続き 重度心身障害者受給者死亡届
(未払い分がある場合、未支払重度心身障害者請求書の提出) **郵送可**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。対象者によって必要書類が変わりますのでお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、亡くなられた方と相続人との関係がわかるもの	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院）	障がい者福祉課 身体福祉係 （更生医療） ☎ 03-3463-1937 精神福祉係 （精神通院） ☎ 03-3463-1905 FAX：03-5458-4935

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
扶養共済制度に加入し、掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。掛金を支払っていた方、年金受給予定の方、年金を受給していた方が亡くなられた場合、東京都扶養共済事務センターにてお手続きがありますのでお問い合わせください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935 東京都扶養共済事務センター ☎ 03-3344-8633 FAX:03-3344-8596

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者医療費助成制度（マル障）の助成を受けていた

手続き 心身障害者医療費助成制度の受給者証の返却
（未請求分の医療費領収書がある場合は未支払心身障害者医療助成費請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。区役所へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費助成制度の受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

難病医療費助成を受けていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証あるいはマル都医療券の返却 **郵送可**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が難病など医療費助成（指定難病、都難病、人工透析、血友病）を受けていた場合、受給者証あるいは医療券の返却が必要となります。病院などで手続きが終わり次第、ご返却ください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特定医療費（指定難病）受給者証あるいはマル都医療券	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

福祉タクシー券および福祉理美容券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券および福祉理美容券の返却

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券および福祉理美容券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券および福祉理美容券	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

心身障害者（児）自動車燃料費助成を受給していた

手続き

心身障害者（児）自動車燃料費助成受給資格者異動届の提出
(未請求分の燃料費領収書がある場合は心身障害者（児）
自動車燃料費助成金請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の燃料費領収書があれば請求の手続きが必要です。区役所へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の燃料費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は印鑑	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の返却または、保護者の変更

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の返却が必要となります。また、保護者が亡くなられた場合は、保護者欄の変更が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通所受給者証	障がい者福祉課 身体福祉係 ☎ 03-3463-1937 知的福祉係 ☎ 03-3463-1978 精神福祉係 ☎ 03-3463-1905 FAX：03-5458-4935

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課 身体福祉係 ☎ 03-3463-1937 知的福祉係 ☎ 03-3463-1978 精神福祉係 ☎ 03-3463-1905 FAX：03-5458-4935

心身障害者救急通報システムを利用していた

手続き 異動届（廃止届）の提出および通報システム機器の撤去

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者救急通報システムを利用していた場合、利用停止の手続きおよびご自宅に設置しているシステム機器の撤去作業が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

心身障害者緊急介護人、重度脳性麻痺者介護人の派遣を利用していた

手続き 登録取消届の提出および介護給付券の返却

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者緊急介護人または重度脳性麻痺者介護人の派遣の制度を利用していた場合、廃止の手続きおよび介護給付券の返却が必要となります。また、登録している介護人が専属の場合、その介護人の廃止手続きも必要です	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の緊急介護給付券	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者（児）入浴介助、リフト付タクシー、介護タクシー利用料助成、心身障害者寝具乾燥、配食サービスを利用していた

手続き 異動届（廃止届）の提出

郵送可

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、各種給付サービスをご利用していた場合、利用停止の手続きが必要になります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい者福祉課 給付係 ☎ 03-3463-1924 FAX：03-5458-4935

MEMO

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

東京都大気汚染医療費助成の医療券、B・C型ウイルス肝炎医療費助成の医療券を交付されていた

手続き 医療券の返却

手続き詳細	期 限
医療券を交付されていた方が亡くなられた場合、その医療券は死亡日の翌日をもって使用不可となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の医療券	地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3463-2433 FAX：03-5458-4937

被爆者健康手帳、健康診断受診者証または健康診断受診票（2世）を交付されていた

手続き 被爆者健康手帳などの返却、葬祭料の支給申請

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳、健康診断受診者証または健康診断受診票（2世）を交付されていた方が亡くなられた場合は、手帳などの返却および死亡届の提出をしてください。被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、併せて葬祭料の支給申請ができます。	速やかに※葬祭料の支給申請は死亡日から5年以内
	手続き可能な人 戸籍法の規定による死亡の届出義務者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方によって届出書類が異なります。 ⇒東京都保健医療局ホームページ [被爆者援護 こんなときどうしたらいい?] で検索すると確認できます。	地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3463-2433 FAX：03-5458-4937

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

子ども医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、医療証の返納については各出張所でも受け付けています。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成医療証	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子ども政策課 子育て給付係 ☎ 03-3463-2558 FAX：03-5458-4942

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返却

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた方が亡くなられた場合、その医療券は死亡日の翌日をもって使用不可となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の養育医療券	地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3463-2433 FAX：03-5458-4937

自立支援医療受給者証（育成医療）を交付されていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日の翌日をもって使用不可となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（育成医療）	地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3463-2433 FAX：03-5458-4937

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日の翌日をもって使用不可となりますので、返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3463-2433 FAX：03-5458-4937

9. その他の手続き

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 道路占有廃止届および物件撤去後の写真 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占有許可変更届※新占有者（新所有者）の押印必須	企画管理課 占有係 ☎ 03-3463-2784 FAX：03-5458-4908

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き① 多量のごみを出す場合（臨時ごみ）

手続き詳細	期 限
概ね45リットルのごみ袋で4袋以上を一括して処理する場合は、有料で収集いたします。 通常の排出時と同様に分別を行ってください。 なお、粗大ごみ、家電リサイクル対象品目などは対象外となります。 45リットル1袋300円 70リットル1袋600円	なし
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	清掃リサイクル課 清掃事務所 ☎ 03-5467-4300 FAX：03-5467-4301

手続き② 遺品整理などしてくれる業者を紹介して欲しい。

手続き詳細	期 限
一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。 対応業者については、渋谷区清掃事務所までお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	清掃リサイクル課 清掃事務所 ☎ 03-5467-4300 FAX：03-5467-4301

MEMO

実家が空家になった(なりそう) ※区役所外手続き

手続き 空家等ワンストップ相談窓口への相談

手続き詳細	期 限
空家等の管理・処分・相続等、広く空家等に関するお悩みについてご相談できます。相談内容に応じて、弁護士や司法書士、税理士といった専門家と連携し助言・提案を行います。相談は無料ですが、相談後に実務を伴う個別の依頼をする場合については、別途依頼内容に応じて費用が発生します。	なし
	手続き可能な人 渋谷区民または渋谷区内に空家等を所有(予定)する方
必要なもの	問い合わせ先
なし	渋谷区空家等ワンストップ相談窓口 (NPO 法人空家・空地管理センター) ☎ 0120-336-366 (受付時間 9時～17時 ※土・日・祝除く)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

出張所一覧

項番	出張所名	問い合わせ先
1	恵比寿駅前出張所	03-3280-0701
2	区民サービスセンター	03-3797-0935
3	上原出張所	03-3467-2551
4	西原出張所	03-3466-7187
5	初台出張所	03-3370-0296
6	本町出張所	03-3377-6171
7	笹塚出張所	03-3376-1428
8	千駄ヶ谷出張所	03-3402-7377
9	神宮前出張所	03-3400-3627

犯罪被害に遭った方またはご家族などが犯罪被害に遭った方の相談窓口

犯罪などによる被害に遭われた方やその家族の方が、必要な支援を受けられるよう、犯罪被害者などの支援を専門とする相談員が、様々な不安や問題などの相談を受け付け、必要に応じて、面接相談や各種支援を行います。

犯罪被害者などのための東京都総合相談窓口
(公益社団法人被害者支援都民センター)

月・木・金 午前9:30～午後5:30

火・水 午前9:30～午後7:00

※ただし、土・日・祝日および年末年始を除きます。

電話番号 03-3222-9050

区民相談窓口のご案内

専門の相談員による無料相談を行っています。

事前に渋谷区公式LINEまたは渋谷区コールセンター（03-3463-1211）に電話で予約をしてください。

対象者：区内在住、区内在勤の人

利用回数：各相談ごと年度内（4月～翌年3月）3回まで

利用方法：毎月第3火曜日9:00から翌月1ヶ月分の予約枠を開放します。

渋谷区公式LINEまたは電話での予約が必要です（先着順）。

※（注）窓口では相談の予約を受け付けていません。

その他詳細は、渋谷区ポータルサイトにてご確認ください。

渋谷区公式
LINE



ご予約は
こちらから

	種 類	日 時	相談枠	相談員	内 容
事 前 予 約 制	法律相談	毎週月・木曜日 (月曜日が祝日の場合は翌火曜日に実施) 【定員】(月): 10人 (木): 15人	①13:00~13:40 ②13:45~14:25 ③14:30~15:10 ④15:25~16:05 ⑤16:10~16:50	弁護士	相続関係・離婚・土地・家屋・金銭問題など、法律に関すること
	不動産相談	毎月第1・3水曜日 【定員】 8人	①13:00~14:00 ②14:00~15:00 ③15:00~16:00 ④16:00~17:00	宅建協会 相談員	土地・家屋の売買および賃貸借、契約や更新など、不動産に関すること ※土地家屋の相続の相談は法律相談です。 ※土地家屋の売買、譲渡、相続の税金相談は税務相談をご利用ください。
	税務相談	毎月第1・2・3・4水曜日 【定員】 4人	①13:00~14:00 ②14:00~15:00 ③15:00~16:00 ④16:00~17:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など税金に関すること
	司法書士 相談	毎月第2・4水曜日 【定員】第2(水): 12人 第4(水): 6人	①13:00~13:30 ②13:30~14:00 ③14:00~14:30 ④14:30~15:00 ⑤15:00~15:30 ⑥15:30~16:00	司法書士	相続・遺言書作成・成年後見・不動産登記・金銭問題など
	行政書士 相談	毎月第2・4金曜日 【定員】 6人	①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③12:00~12:50 ④13:00~13:50 ⑤14:00~14:50 ⑥15:00~15:50	行政書士	相続手続き 遺言書関係など
	社会保険 相談	毎月第1・3金曜日 【定員】 6人	①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③12:00~12:50 ④13:00~13:50 ⑤14:00~14:50 ⑥15:00~15:50	社会保険 労務士	健康保険・年金など

○月の最初に訪れる曜日を、第1週と数えます。 ○第5週目は、法律相談のみ行います。

○年末12月27日~年始1月7日までは各種相談はお休みです。○いずれの相談においても、電話相談が可能です。

○相談は無料です。

【予約および問い合わせ先】

渋谷区コールセンター ☎ 03-3463-1211

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

その他の相談機関

	相談機関	電話番号	備考
税務相談	東京税理士会 (納税者支援センター)	☎ 03-3356-7137 (面談・電話) 月～金 10:00～12:00・ 13:00～16:00 (ただし午後の受付は15:30まで)	大変混み合うため、かかりにくいことをご了承のうえ、ご利用ください。 ※面談相談はHPより予約
	東京税理士会渋谷支部 (納税者支援センター渋谷)	☎ 03-3461-2938 (面談・電話予約) 月～金 9:00～12:00・ 13:00～17:00	※相談日時は予約時に確認 相談は毎週火曜日のみ また相談は税理士関与がない方に限ります
司法書士相談	東京司法書士会 総合相談センター (四谷)	☎ 03-3353-9205 (面談・電話予約) 月～金 9:00～12:00・ 13:00～16:30	※相談日時は予約時に確認 東京司法書士会のHPからも 予約可能 相続・遺言・登記等
	司法書士ホットライン	☎ 03-3353-2700 (電話) 月～金 10:00～15:45 ☎ 042-540-0663 (電話) 水・木 17:00～19:45	電話10分程度 相続・遺言・登記等
行政書士相談	東京都行政書士会 市民相談センター 無料電話相談	☎ 03-5489-2411 (電話) 月～金 12:30～16:30 ※祝祭日・年末年始等除く	30分程度 相続手続き・遺言書関係など

MEMO

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う区役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	最寄りの警察署
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税・所得税・消費税 申告などに関する手続き	渋谷税務署 ☎ 03-3463-9181
都税	<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税 に関する手続き	渋谷都税事務所 (※土地・家屋が渋谷区 にある場合) ☎ 03-5422-8780
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	東京法務局渋谷出張所 ☎ 03-3463-7671
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
上下水道	<input type="checkbox"/>	東京都水道局 お客様センター ☎ 03-5326-1101	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515	
シルバーパス	<input type="checkbox"/>	返還(1,000円を超える金額で購入した方は、一部払戻しを受けられる場合があります)	一般社団法人 東京バス協会 シルバーパス専用電話 ☎ 03-5308-6950

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいたから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

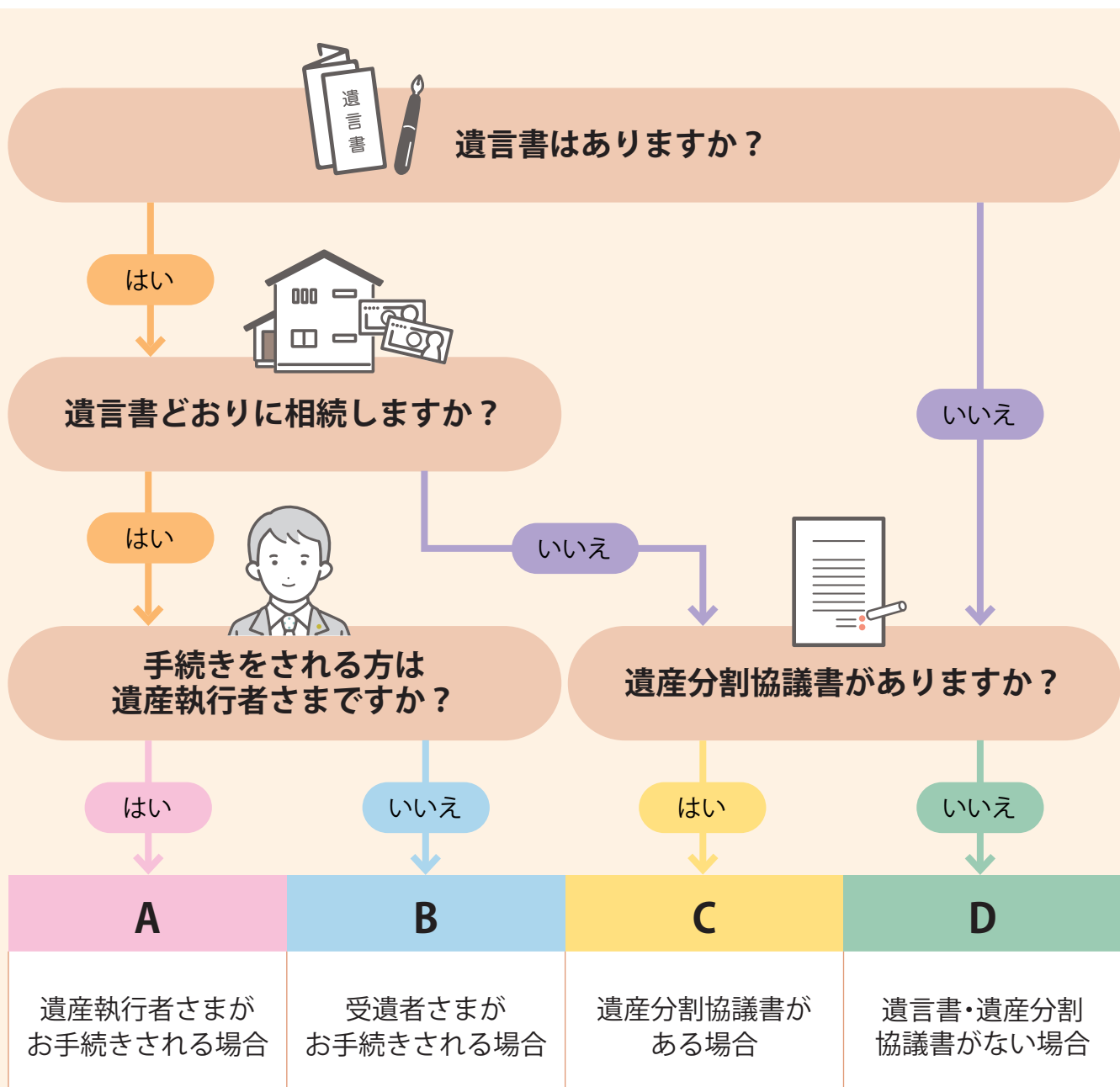
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。区役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、都税事務所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や税務署、法務局などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親など内の親族)

チェックリスト

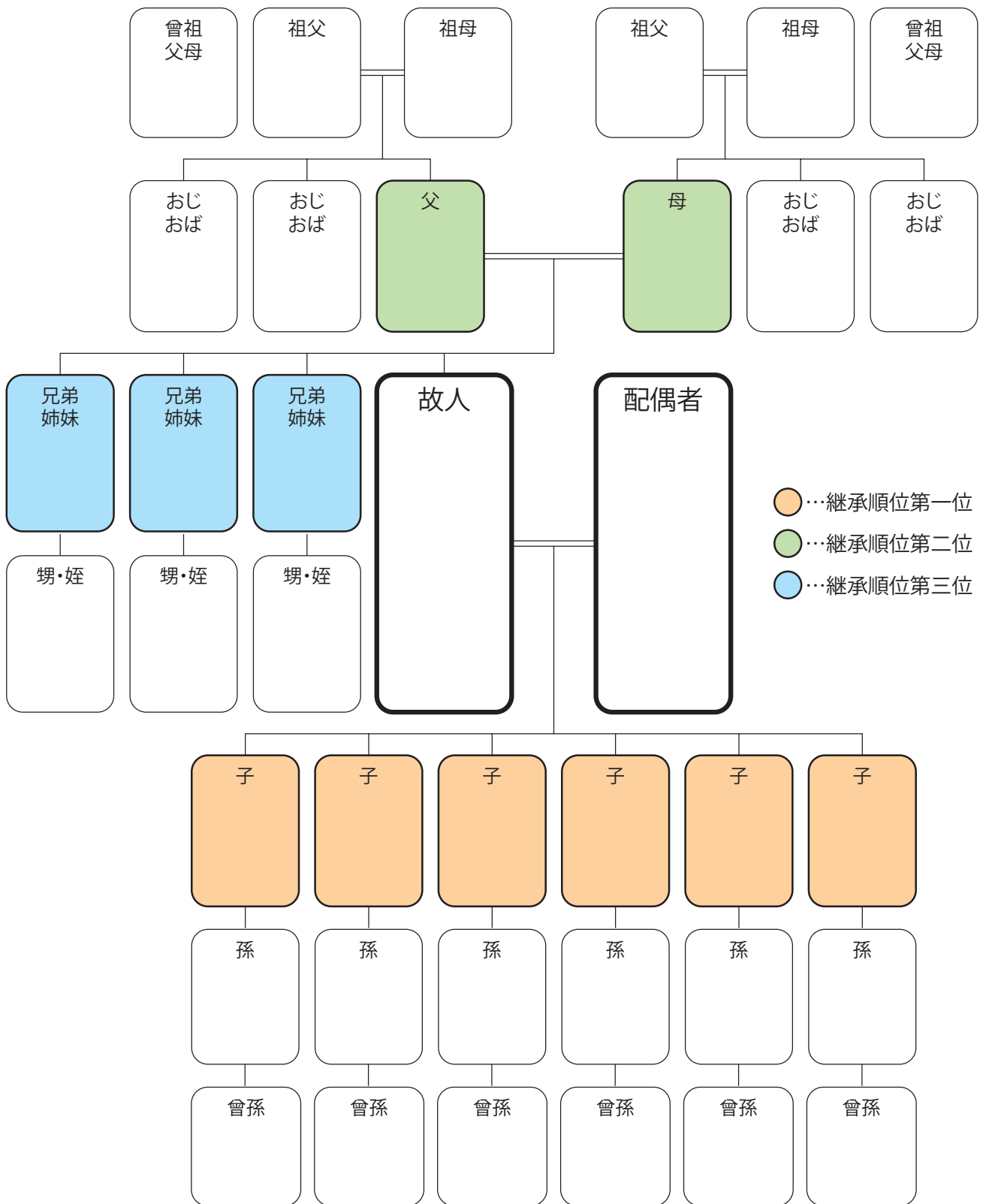
各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

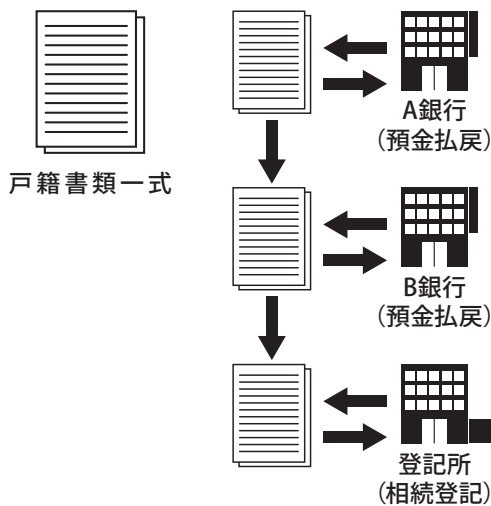
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

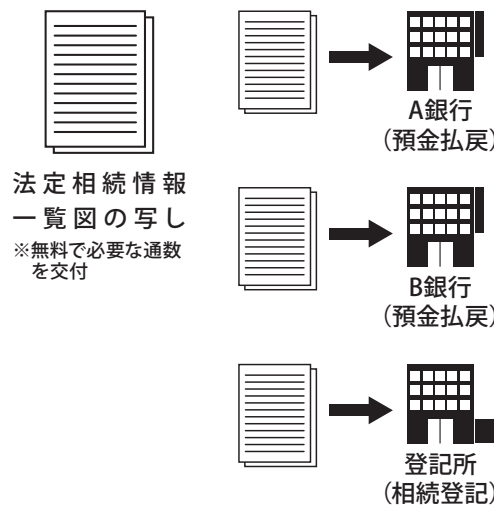
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

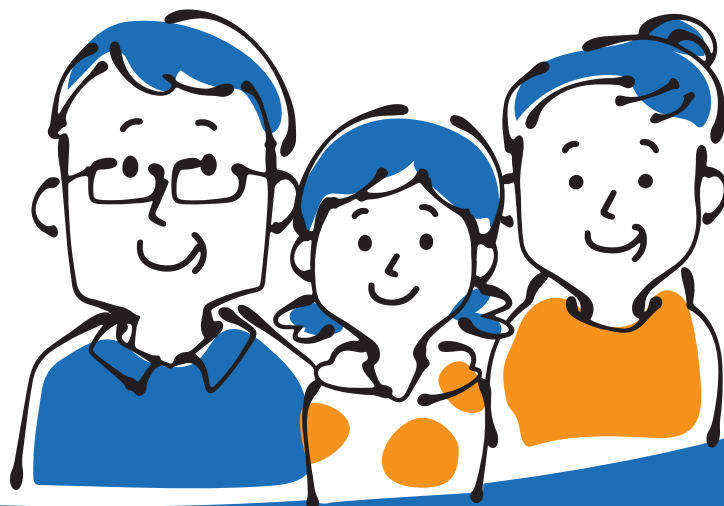
広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

税理士法人NCP

相続 専門



無料相談 実施中!



大変な相続手続き、こんなお悩みはありませんか？

- ① 何をどこから手をつけてよいかわからない…
- ② 戸籍や資料収集が大変！
- ③ ちは「相続税」がかかるのかわからない…
- ④ 誰に相談したらよいの？ 税理士？ 司法書士？
- ⑤ 「相続手続き」の費用はどれくらい？
- ⑥ 忙しくて日中は時間がとれない…

～相続のお悩み～ 税理士法人NCPにお任せください!

相続の手続きに慣れていない方はいらっしやらず、相続人の皆様は、大切な方を失われた悲しみの中で、様々な手続きを限られた時間で行わなければなりません。

何から手を付けてよいか分からない、誰に何を相談したらよいか分からない、相続税はかかるのか分からない。そのような相続人様のご負担やお悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

税理士・司法書士・行政書士と連携して、ワンストップでお手伝いする事が出来ますので、まずはお気軽にご連絡ください。



ご契約までは、
「相談無料」

まずはお気軽にご連絡ください

 **0120-262-629**

受付：9:00～18:00



税理士法人NCP

【東京本店：横浜事務所：船橋事務所】

東京都千代田区一番町23番3号 フロントプレイス千代田一番町11階

東京税理士会所属 代表：越阪部 洋之

<https://ncp-o-tax.com/>

税理士法人 NCP | 検索

E-mail：info@ncp-o-tax.com

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

特殊清掃 遺品整理 生前整理 空き家相談

渋谷区のご遺族様のお悩みご相談ください



こんなお悩みはございませんか？

- 遠方のため自分で整理ができない
- 忙しくて作業時間がない
- 空き家となったお家をどうしよう などなど

わんち一むでは、遺品整理士の資格を持ったスタッフが対応。
ゴミ屋敷の清掃や特殊清掃、遺品や車の買取、
ご供養、家の売却相談や名義変更など、
遺品整理に関係のあるあらゆる作業を承っております。

※各種専門手続きは提携事業者へ連携しております

お気軽にお問い合わせください。

 **0120-003-266**

営業時間：24時間365日 対応します

わんち一む (運営：株式会社SKAAR)

〒344-0045

埼玉県春日部市道口蛭田136-1ルネ春日部2-107

古物商許可番号 第431260055676

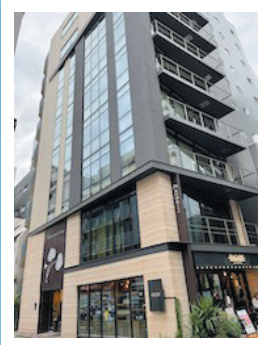


遺産相続・債務整理・登記などのお困りごとなど

渋谷駅徒歩5分

渋谷司法書士オフィス にご相談ください。

相談
無料



税理士・弁護士などの専門家と連携しワンストップで対応します!

不動産の相続登記

戸籍の取り寄せから
法務局への申請まで、
専門家が丁寧に
対応します。

銀行預金等の解約

金融機関ごとに異なる
相続手続きについて、
当事務所がまとめて
サポートいたします。

相続放棄

相続放棄を
選択すべきかどうか
お悩みの方も
遠慮なくご相談ください。

渋谷司法書士オフィス

☎ 03-5778-9747



東京司法書士会会員
簡裁訴訟代理等関係業務認定
(認定 第701148号)

司法書士 仲川 憲行

『おくやみハンドブックを見た』
とお伝えいただくとスムーズです。

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1丁目12番8号
ILA渋谷美竹ビル606

Fax: 03-5778-9748
Email: info@shibuya-shiho.com

営業時間/AM9:00~PM7:00 (月~金)
※事前予約で、土日祝日、夜間についても対応いたします



チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

良質なリーガルサービスを通じ、安心と信頼を提供します



弁護士法人

ナレッジウィング法律事務所

KNOWLEDGE WING LAW FIRM

東京オフィス

〒150 0002 東京都渋谷区渋谷二丁目2番18号 青山坂入ビル4階
TEL : 03 6712 6132 (代表) FAX : 03 6712 6134

京都オフィス

〒604 8161 京都市中京区烏丸通六角上ル饅頭屋町617 六角長谷ビル10階A
TEL : 075 212 8180 (代表) FAX : 075 212 8190

弁護士 岩本 生 (代表社員 京都弁護士会所属)
弁護士 中井 俊輔 (第一東京弁護士会所属)

URL : www.kwlaw.gr.jp

「何から始めればいいのかわからない」
 そんな相続の不安に、整理役として寄り添います。

相続した不動産を 次世代につなぐ資産へ



相続不動産株式会社
 代表取締役 村上 雄介

このような方はぜひご相談ください

- 相続の手続きが多くて何をすればいいのかわからない
- 不動産を売るべきか、残すべきか判断できない
- 家族や相続人との話し合いがなかなか進まない

不動産と相続をまとめて相談できる
ワンストップの整理役です



相続コンサルティング

相続全体の状況を整理し、
 不動産を含めた選択肢を
 わかりやすくご説明します。



売却・活用・保有の 判断支援

売却ありきではなく、
 ご状況に応じた最適な
 判断を一緒に考えます。



士業・専門家との連携

必要に応じて、
 弁護士・税理士・司法書士などの
 専門家と連携します

今すぐ売る必要はありません。相談だけでも大丈夫です。

まずは無料相談

あなたのお悩みを整理するところから
 お聞かせください。
 しつこい営業は一切いたしません

03-6820-4132

受付時間：9:00～17:00（土日祝休）

相続不動産株式会社

東京都港区芝4丁目4番10号 サンライズ長井ビル9階
<https://souzoku-fudousan.jp/>

詳しくはWEBで検索

相続不動産株式会社

検索

宅地建物取引業 東京都知事(1)第108697号

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続についての 全般のご相談は

私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「不動産」トラブルが心配、、、

遺言書はどうすればいい？



「話しやすい雰囲気」と「丁寧な説明」で
お客様の立場になって、ご安心してご相談いただけます。

豊富な
実績

女性弁護士
が対応

ワン
ストップ
サービス

休日、夜間
相談可能

＼ どんなことでも、お気軽にお電話ください /



しろいぬ法律事務所

SHIROINU LAW OFFICE

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町520-10 新宿早稲田レーベル 110

受付時間：9：30～17：30 定休日：土日祝

第二東京弁護士会所属 堀越未央

TEL：03-6897-5484



終活に関わる相談窓口

こんなことでお困りではないですか？

相続 手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

手続きが難しすぎて
わからない…

終活 相談



終活について
何から始めたらいいんだろう…

相続した不動産を
どうしよう

／ 終活アドバイザーがサポートいたします。 ／

当社は税理士、司法書士、弁護士と連携し
相続税や遺産相続に関する事の終活全般のご相談、
提携している大手不動産会社による不要な土地売却の
お手伝い等も可能です。

有限会社光立

☎ 03-3770-8867

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目22-1 エディフィス代々木501号

メール:kouritsuowa@gmail.com

営業時間:平日9:00~17:00 定休日:土日祝休

特定非営利活動法人らしさ 終活アドバイザー協会会員

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続のこと、安心して話せる場所が、ここにあります 開業以来550件以上の相談実績

窓口ひとつで 一括対応

私たちが直接、お話を伺います

ご逝去後の手続きは、役所や銀行など、関係機関も多く、
すべきことが多岐にわたり時間も労力もかかります。

「何から始めればいいのか分からない」「正しく手続きできるか
不安」そんなお悩みに寄り添い、アルゴグループでは税理士・
司法書士・提携不動産会社が連携し、煩雑な相続手続き、
相続税申告、不動産売却までまるごとサポートいたします。

ご家族の状況やご希望に合わせて、出張相談・オンライン相談
も対応可能です。お一人で悩まず、まずはご相談ください。



税理士 川村忠廣

司法書士 伊藤裕史

相続専門司法書士法人・税理士法人・不動産会社

相続登記

相続税申告

遺言書作成

故人の確定申告

不動産査定

借地権問題

恵比寿駅から
徒歩4分!!

渋谷区にお住まいの皆様には選ばれる理由

豊富な相談実績

1都3県で相談会を定期開催
相談件数は開業以来550件以上

アクセスが便利

恵比寿駅より徒歩4分の駅チカ
仕事の合間でもお立ち寄りいただけます。

初回相談無料

柔軟なサポート体制
ご実家が地方にある方もご相談ください。



| 受付時間 | 平日10:00~18:00 お気軽にお問い合わせください。

0120-833-733

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号 東急不動産恵比寿ビル5階



お問い合わせの際は「おくやみハンドブックを見た」とお伝えいただくとスムーズです。

税理士法人アルゴ/法人番号 第4657号 [税理士]川村忠廣/東京税理士会所属 登録番号 139679号 司法書士法人アルゴ/法人番号 11-00752号 [司法書士]伊藤裕史/東京司法書士会 登録番号 9468号 株式会社エスリアン/東京都知事(2)第105630号



「何から？」が
「これで安心」に
変わります。

相続
サポート
相談無料



渋谷・桜丘で、相続の相談ができる身近な専門家です。

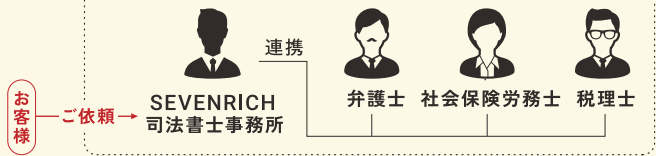
相続問題は財産や家族構成などにより実に様々です。それぞれのケースに合わせて最適なお提案をいたします。

▼
専門家にお任せください。

✓ 相続登記	✓ 相続税申告
✓ 遺産分割協議書	✓ 遺言書作成

士業ネットワークによるトータルサポートで、あらゆる問題に一貫して対応いたします!!

SEVENRICH GROUP



お客様
→ご依頼→

SEVENRICH 司法書士事務所

住所：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町9-8 KN渋谷3ビル2F
FAX：03-5990-4751 Mail：shihou@sevenrich.jp
営業時間：平日9:00～18:00
東京司法書士会所属 司法書士 吉野敦夫

相続に関するお困り事は何でもご相談ください。

TEL：03-6809-0348(直通)
03-5990-4750(代表)



運営元：株式会社SEVENRICH Accounting

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

表参道
駅スグ

相続についてのお悩みの解決は 福田総合法律事務所にお任せください

相続について 争いごとやご不安ご心配はございませんか？

福田総合法律事務所では ご遺族の皆様のお困りごとを 親身に解決いたします。

築いてきた財産を未来につなぐ相続サポート

ご家族の未来を守る
丁寧な法的対応

不動産や株式など
複雑な相続に対応



電話やZoom、
LINEで
相談したい



生前の相続対策
を相談したい

初回相談 1時間無料です。

お気軽にご相談ください。

＼HPIはこちらから／



福田総合法律事務所

東京弁護士会所属 福田 匡剛

東京都港区南青山5-1-18 ボナール青山5B

TEL 03-6427-6791

受付時間
平日10:00～21:00

https://fukuda-sougou.com/ E-mail: fukuda@fukuda-sougou.com



区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続のお悩み アストレア法律事務所へ ご相談ください

私たちは、ご依頼者様のお困りごとについて、
最善の解決ができるよう尽力いたします。

遺産分割

遺言 遺留分

遺産整理

「遺産をどう分けるか相続人間で対立し話し合いがつかない」

「法定相続人が大勢いて、話し合いをするのが難しい」

「遺言が出てきたがどうすればよいのか」「遺産が少なすぎるように思う」

「遺言の筆跡や内容が本人が書いたものとは思えない」

…など、相続や遺言に関するお悩みはお気軽にご相談ください。



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください

☎ 03-6410-6350



アストレア 法律事務所
ASTRAEA LAW OFFICE

第二東京弁護士会所属
所長 弁護士 佐田理恵


〒151-0061 東京都渋谷区初台1丁目45-6
MGビル7階




相続実績
多数!

安心 そうぞく相談

渋谷で創業50年超の税理士法人が
円満な相続をサポートします。

 知れば安心
相続税
シミュレーション

相続税はかかる？
税金はいくら？
そんなご不安の解消に、
相続税のシミュレーション
をいたします。

安心そうぞくに
必要な準備 

相続に向けた、生前贈与や
各種特例の検討を行います。
他士業と連携した遺言書作
成など、総合的なサポート
も可能です。

 会社も安心
経営者の相続準備

経営者は個人だけでなく、
会社の承継も検討が必要
です。コンパッソは事業
承継のお手伝いも行って
います。

コンパッソ税理士法人

03-3476-2233

<受付時間> 平日9:00~17:30まで

東京都渋谷区道玄坂 1-10-5 渋谷プレイス9F
東京税理士会所属 代表社員 内川 清雄

チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

遺品整理

お困りではありませんか？



遺品整理

生前整理

遺品買取

ゴミ屋敷清掃

特殊清掃

残置物撤去

整理・処分に関するあらゆるお悩み事を
専属スタッフがフルサポート！

ご用命は下記までご連絡ください

リリース東京渋谷店

☎050-1724-1369

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-20-2 パルムハウス初台1411

運営会社：ベル株式会社

■古物商許可 東京都公安委員会 第303332517254 ■産業廃棄物収集運搬業許可番号 第13-00-247842号

お見積り無料

経験豊富な専属スタッフによるお片付けのワンストップサービスをご提供いたします。



リリース
Relief

他土業と連携し様々な相続問題にワンストップ対応します

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与・家族信託

成年後見



相続のどんなことでもご相談ください。

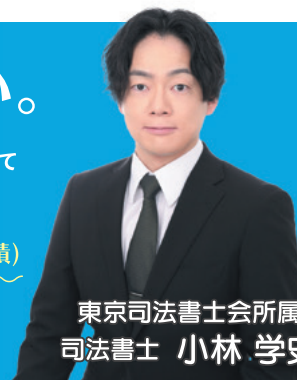
初回相談無料

土日祝出張対応可能

※ご相談日程はお電話にて
ご相談ください。

「相続案件対応実績300件以上」(2022年1月～2025度11月実績)

まずはお気軽にご相談ください



東京司法書士会所属
司法書士 小林 学史

東京リーガルコード司法書士事務所

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2丁目18-10-205

☎ 03-6821-6825

初回相談
無料



チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

不動産売却の第一歩はここから ウィズダムでは仲介・買取の両方に対応

丁寧な対応

相談無料

スピード対応

2026年6月東京支店OPEN ゲートシティ大崎ウエスト3階

不動産売却はウィズダムにお任せください

不動産相続に 豊富な実績がございます

ご家族の想いに寄り添いながら、
不動産相続のご相談を
多くいただいております。
初めての方でも安心してご相談ください。

相続のお悩みをまとめて ご相談いただけます

不動産相続に伴うお手続きは、
一つの窓口でまとめてご相談いただけます。
専門家と連携しながら、ご家族の負担を
減らすサポートを行っています。

仲介売却 弊社買取保証サービス

ご希望の売却方法に合わせて、仲介での売却は
もちろん、買取保証にも対応しております。
「早く売りたい」「確実に売りたい」といった
ご事情にも柔軟に対応いたします。

豊富な取扱い

昨年度は東京23区・川崎・横浜で
合計201件のご相談をいただきました。
少しでも高く売却できるよう、
他社とも積極的に連携し、最適な売却方法を
ご一緒に考えてまいります。



wisdom

株式会社ウィズダム

代表取締役 前田 章宏



本社 〒211-0012 川崎市中原区中丸子13-2 フロンティア武蔵小杉N棟13階
東京支店 〒141-0032 品川区大崎1丁目11-1 ゲートシティ大崎ウエスト3階

☎044-328-5704

営業時間 10:00～18:00（水曜定休日）

神奈川県知事免許(1)31287

相続・不動産でお悩みの方

何から手を付けたらいいのかわからない、
相続のお悩みに幅広くトータルサポート致します

大切な財産を守り、次の世代に最適な形で引き継ぐための「全体最適」をご提案致します。

税理士 × 不動産コンサルタント

が連携してワンストップで解決します！

「相続税」がかかるのか？
「相続手続き」はどうしたら良いのか？

こんなお悩み
ありませんか？

引き継ぐ不動産を
今後誰かに「貸す」か、「建て替える」か、
「売る」か迷っている

財産の分割が決まらない
どう分けて良いかわからない

今後の相続対策も
含めて相談したい

相続した不動産が
他人との共有になっていて、
今後は不安

《ご遺族様向けサービス》

- 相続税試算・申告
- 遺産分割支援・協議書作成
- 不動産・株式の評価
- 納税方法の検討
- 二次相続対策
- 不動産の共有解消
- 承継不動産の有効活用検討
- 納税のための不動産売却
- 資産管理法人の承継・活用

初回相談無料！まずはお気軽にご連絡ください！

 **オーク OAKコンサルティング**
税理士法人 OAK

東京税理士会麹町支部所属 代表社員 前田 聡

☎ **03-3237-1266**

E-mail: contact@oak-c.co.jp 担当者：洞口、長谷川

—— いつでもお気軽にご相談ください ——

〒102-0073
東京都千代田区九段北1-11-11
第2フナトビル2F



 **株式会社 アルボスコンサルティング**

東京都知事免許(01)第111685号

☎ **03-6868-5577**

E-mail: info@arbos-con.co.jp 担当者：佐藤

—— いつでもお気軽にご相談ください ——

〒102-0073
東京都千代田区九段北1-11-11
第2フナトビル2F



チェックリスト

各種手続き

出張所一覧・相談窓口

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発 行 渋谷区

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 令和8年4月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主および広告内容を渋谷区が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

